

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費の見直しは令和8年8月～令和9年7月と令和9年8月からの2段階にわけて実施されます。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。

【70歳未満の方の場合】

区分	所得要件	自己負担限度額（月額）	自己負担限度額（年額）
ア	基準総所得金額 901 万円超	270,300 円＋（医療費－901,000 円）×1% ＜多数回該当：140,100 円＞	1,680,000 円
イ	基準総所得金額 600 万円超 901 万円以下	179,100 円＋（医療費－597,000 円）×1% ＜多数回該当 93,000 円＞	1,110,000 円
ウ	基準総所得金額 210 万円超 600 万円以下	85,800 円＋（医療費－286,000 円）×1% ＜多数回該当：44,400 円＞	530,000 円
エ	基準総所得金額 210 万円以下	61,500 円 ＜多数回該当：44,400 円＞	530,000 円（※）
オ	世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税	36,900 円 ＜多数回該当：24,600 円＞	290,000 円

※基準総所得金額が 86 万円以下であることが確認できた方は、年額の自己負担限度額 41 万円を適用します。

【70歳以上の方の場合】

区分	所得要件	自己負担限度額（月額）		自己負担限度額（年額）
		外来（個人単位）	入院及び世帯単位	
現役並み所得者Ⅲ	70 歳以上の国民健康保険被保険者のうち、住民税の課税標準額が 690 万以上ある方が 1 人でもいる世帯に属する方。	270,300 円＋（医療費－901,000 円）×1% ＜多数回該当：140,100 円＞		1,680,000 円
現役並み所得者Ⅱ	70 歳以上の国民健康保険被保険者のうち、住民税の課税標準額が 380 万円以上ある方が 1 人でもいる世帯に属する方。	179,100 円＋（医療費－597,000 円）×1% ＜多数回該当 93,000 円＞		1,110,000 円
現役並み所得者Ⅰ	70 歳以上の国民健康保険被保険者のうち、住民税の課税標準額が 145 万円以上ある方が 1 人でもいる世帯に属する方。	85,800 円＋（医療費－286,000 円）×1% ＜多数回該当：44,400 円＞		530,000 円
一般	「低所得Ⅰ」「低所得Ⅱ」「現役並み所得者」のいずれにも当てはまらない方。	22,000 円 〔外来年間〕 216,000 円	61,500 円 ＜多数回該当：44,400 円＞	530,000 円（※）
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000 円 〔外来年間〕 96,000 円	25,700 円 ＜多数回該当：24,600 円＞	290,000 円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がない世帯	8,000 円	15,700 円	180,000 円

※住民税の課税標準額が 28 万円未満であることが確認できた方は、年額の自己負担限度額 41 万円を適用します。